

請願第三号

熊本市議会棟の施設内禁煙に関する請願

主旨

熊本市議会棟の施設内禁煙の実施をお願いいたします。

理由

熊本市は、平成十五年に「熊本市施設における受動喫煙防止対策指針」を制定しました。平成二十三年四月に改正され、平成二十四年四月一日までに、市のすべての施設を原則施設内禁煙とするとされました。しかし、議会棟は例外とされ、すでに六年が経過しようとしています。

健康増進法・がん対策基本法にて、自治体は健康増進やがん対策の実施に関する教育や広報活動を行う主体になっています。健康増進法では、多数の者が利用する施設を管理する者は受動喫煙を防止する責任があります。また、受動喫煙防止対策強化のため、現在政府が成立を目指す改正健康増進法では、官公庁の建物内禁煙が義務付けられる見込みです。

政令指定都市の状況では、すでに千葉市、横浜市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪

市、神戸市、北九州市（以上、平成二十八年六月時点）、福岡市（平成三十年二月一日実施）が議会棟の禁煙を行つております、九州では熊本市だけが議会棟の禁煙化を行つています。

受動喫煙により重大な健康被害がおこることは今や周知の事実となりました。分煙や喫煙室設置では受動喫煙防止を実現できないことも科学的に明らかとなっています。議会棟には、傍聴者、来訪者、市役所職員等多くの方が来られます。非喫煙者の健康保護を旨とした対応の実施が必要です。

以上の理由から、熊本市議会棟の施設内禁煙の実施を請願いたします。

平成三十年二月二十三日

紹介議員 田上辰也

熊本市議会議長
澤田昌作殿